

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の診断項目 の取扱いが一部変更になります

(平成30年4月から適用)

平成29年8月4日基発0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」

診断項目

※ 診断項目自体に変更はありません。

1	既往歴及び業務歴の調査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査
4	胸部エックス線検査(★)及び喀痰検査(★)
5	血圧の測定
6	貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)
7	肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)(★)
8	血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)
9	血糖検査(★)
10	尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11	心電図検査(★)

(★)の項目は、医師の判断により省略が可能となります。

変更のポイント

8. 血中脂質検査について

→ LDLコレステロールの評価方法が示されました。

LDLコレステロールの評価方法として、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法、又はLDLコレステロール直接測定法によることが示されました。

9. 血糖検査について

→ 空腹時又は随時血糖の検査を必須とし、HbA1cのみの検査は認められません。

10. 尿検査等について

→ 医師が必要と認めた場合には、「血清クレアチニン検査」の追加が望まれます。

診断項目の省略について

- 血液検査等の診断項目については、雇入れ時の健康診断においては必須ですが、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づき、**医師が必要でない**と認めるときは省略することができるとされています。
- 同告示においては、例えば血液検査では40歳未満の者(35歳を除く。)について医師が必要でないとして認めるときは省略することができる等の基準を示しています。
- このような診断項目の省略は、**個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断すること**が大切です。

なお、他覚症状の有無の検査については医師の判断により聴診等を行うこととしています。